

令和6年5月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和6年5月17日、午前10時00分より太子町教育委員会を太子町役場行政棟3階ホール（災害対策室）に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

令和6年度小学校・中学校・幼稚園の児童・生徒数について

令和6年度学童保育園及び斑鳩保育所の児童数について

第6. 議事

議案第42号 令和6年度太子町就学援助制度事務取扱要領の制定について

議案第43号 令和7年度太子町立中学校使用教科用図書採択要綱の制定について

議案第44号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について

議案第45号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について

議案第46号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について議案に係る意見聴取について

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

委	員	福田	秀樹
委	員	福本	充治
委	員	杉本	泰代
委	員	竹澤	秀代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長	糸井	香代子
教 育 次 長	福井	照子
管 理 課 長	改野	学由
こどもえがお課長	肥塚	馨
社会教育課長	熊谷	恵之
文化推進課長	森本	麻友
管 理 課 係 長	武中	俊明
管 理 課 主 査	光藤	雄矢

●開会・教育長あいさつ

教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださりましてありがとうございます。
ただいまから、令和6年度5月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認は福田委員と竹澤委員にお願いします。
本日の会議録の署名委員は福本委員と杉本委員を指名させていただきます。
よろしくお願いいたします。
次に、本日予定されている議案は、個人情報保護の観点から非公開とするものではなく、
すべて公開として取り扱うこととしますので、併せてご了承ください。
各委員 分かりました。

●行事結果・予定報告

教育長 行事結果及び行事予定の説明をお願いします。
管理課長 <5・6・7月の行事結果及び行事予定説明>
教育長 5・6・7月の行事結果及び行事予定について、ご意見ご質問等はございませんか。
委員 6月1日に石海地区青少年育成協議会総会及び研修会に出席します。
委員 同じく6月1日に太田地区青少年育成協議会総会及び民主化推進協議会総会に出席します。
教育長 他にございませんか。
各委員 ありません。

●教育長報告

教育長 教育長報告について事務局より説明をお願いします。
教育次長 本日の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②令和6年度
小学校・中学校・幼稚園の児童・生徒数と、令和6年度学童保育園及び斑鳩保育所の
児童数についての2件です。
はじめに、太子町教育委員会後援名義使用許可について、8名の申請者から8件の行事
について届出があります。
1件目の申請者は、西播磨地区協議会 魚谷 しをり氏です。
事業名称は、「兵庫県保育協会西播磨地区協議会 第2回 就職フェア」です。
実施日は、令和6年6月23日（日）です。

実施場所は、たつの市青少年会館です。

事業目的は、「保育の職場への就労を希望する学生・一般求職者活動を支援するとともに、保育園・認定こども園の人材の確保を図ることを目的とし、西播磨地区の関係団体が合同で就職フェアを開催する。」となっております。

2 件目の申請者は、太子町文化協会 会長 福井 和幸氏です。

事業名所は、「第 14 回 さざんかフェスティバル」です。

実施日は、令和 6 年 4 月 17 日（水）から令和 6 年 4 月 20 日（土）までです。

実施場所は、丸尾建築あすかホールです。

事業目的は、「文化協会各部の日ごろの活動を展示・発表することにより、文化活動の交流と普及を図る。」となっております。

3 件目の申請者は、たいしウインドアンサンブル 団長 榮藤 竜太氏です。

事業名称は、「第 12 回 定期演奏会」です。

実施日は、令和 6 年 11 月 4 日（月・祝）です。

実施場所は、丸尾建築あすかホール 大ホールです。

事業目的は、「演奏活動を通じて、地域社会への貢献、音楽文化の向上に寄与する。団員相互の親善と演奏技術の向上を図る。」となっております。

4 件目の申請者は、播磨西（西播磨）地区養護教諭協議会 相生市立青葉台小学校校長 大塚 まゆみ氏です。

事業名称は、「兵庫県養護教諭研究協議大会」です。

実施日は、令和 6 年 11 月 15 日（金）です。

実施場所は、赤穂市文化会館 赤穂化成ハーモニーホール 大ホールです。

事業目的は、「養護教諭（小・中・高）による研究発表及び、養護教諭を対象とした講演の実施」となっております。

5 件目の申請者は、兵庫県中学校教育研究会道德部会 部会長 井上 健剛氏です。

事業名称は、「第 19 回 兵庫県中学校道德教育研究大会 西播磨大会」です。

実施日は、令和 6 年 8 月 8 日（木）です。

実施場所は、たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホールです。

実施目的は、「道德教育及び道德科の授業の意義や指導法について研修を深めることにより、道德教育への意欲を高め、教員の力量の向上を図る。」となっております。

6 件目の申請者は、兵庫県人権教育研究協議会 会長 五百住 満氏です。

事業名称は、「第 71 回 兵庫県人権教育研究大会中央大会」です。

実施日は、令和 6 年 9 月 29 日（日）です。

実施場所は、赤穂市文化会館赤穂化成ホール、分科会は赤穂市民会館、赤穂市総合福祉会館です。

実施目的は、「兵庫県内の人権・同和教育実践の成果を踏まえ、今日的な課題を明らかにするとともに、人権文化の創造に努め、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、研究・実践の深化と充実を図る。」となっております。

7 件目の申請者は、太子ソフトバレーボール同好会 代表 小村 清和氏です。

事業名称は、「第 21 回 飛鳥杯ソフトバレーボール交流大会 トリムフリーの部 レ

ディースの部」です。

実施日は、令和6年6月9日（日）です。

実施場所は、太子町民体育館、龍田小学校体育館です。

実施目的は、「生涯を健康で明るく楽しく過ごすため、ソフトバレーボール愛好者の皆様と共に、いい汗をかき、いい瞬間を過ごし、いい出会いをして、親睦と交流を深め、そしてソフトバレーボールの普及と振興に寄与することを目的とする。」となっております。

8件目の申請者は、明日の教育を考える会はりま 会長 市谷 敏氏です。

事業名称は、「生きるということ～振り袖講談かたり寿歌～ 教育シンポジウム in はりま」です。

実施日は、令和6年9月21日（土）です。

実施場所は、相生市文化会館 扶桑電通なぎさホール 中ホールです。

実施目的は、「講談を聞く中で、昨今の日本や世界における天変地異や情勢に鑑み、今を生きるということについて考えていくことを目的とする。」となっております以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

教育次長 ②令和6年度小学校・中学校・幼稚園の児童・生徒数と、令和6年度学童保育園及び斑鳩保育所の児童数について説明いたします。

太田小学校につきましては、令和3年度に児童数が1,000人を割り、今年度から900人を割りました。

石海小学校と斑鳩小学校につきましては、令和2年度から斑鳩小学校の児童数が多い状況が続いておりましたが、今年度から再逆転しております。

幼稚園につきましては、3歳～5歳児の人口が減少するなかで微増となっており、斑鳩幼稚園で3歳児保育を開始しております。

預かり保育の時間拡充や、利用料減額の効果が表れた結果ではないかと考えられます。

管理課長 学級数と児童・生徒数について補足説明を申し上げます。

小学校につきましては、1～5年生までは35人学級、6年生は40人学級です。

元々、兵庫県の独自施策として4年生までが35人学級でしたが、その後、国が同様の施策を実施し、現在5年生までが法定で35人学級となっています。

来年度は、そのまま学年進行で6年生までが35人学級となります。

中学校につきましては、太子西中学校3年生の生徒数が148人、学級数が5学級となっております。

中学校は40人学級であるため、本来4学級になりますが、一定の制約のもと5学級にしております。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 各学校における特別支援学級の分類と教員1名当たりの定数についてお教えてください。

管理課長 龍田小学校及び石海小学校は、「知的」、「自閉症・情緒」、「肢体」です。
斑鳩小学校及び太田小学校は、「知的」、「自閉症・情緒」、「肢体」、「難聴」です。
太子西中学校は、「知的」、「自閉症・情緒」です。
太子東中学校は、「知的」、「自閉症・情緒」、「肢体」、「病弱」です。
定数について、1学級教員1名につき児童生徒8名となります。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

●議事

教育長 次に、議事に移ります。

管理課長 議案第42号について事務局より説明をお願いします。

議案第42号「令和6年度太子町就学援助制度事務取扱要領の制定について」説明いたします。

令和5年5月の定例教育委員会にて、就学援助の事務局審査について了承をいただきましたので、令和6年度も引き続き、取扱要領の制定について教育委員の皆様にご審議いただきます。

ご承認いただきましたら、事務局で審査を行い、結果を7月の定例教育委員会で報告いたします。

取扱要領について、昨年度から大きな変更点はございませんが、国からの通知により、小学校の新入学学用品費等が令和5年度から3,000円増額しております。

また、生活保護の算定基準の変更に伴い、就学援助の認定基準額が概ね増額しております。

なお、現在、当初申請の事務処理を進めておりますが、入学前支給につきましては、小学校11件、中学校15件、計26件ございましたのでご報告いたします。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第42号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第43号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第43号「令和7年度太子町立中学校使用教科用図書採択要綱の制定について」説明いたします。

教科書は4年に1回採択が行われ、次年度から新しい教科書が使用されます。

令和5年5月の定例教育委員会にて、小学校の教科用図書採択要綱についてご審議いただきましたが、今年度は中学校の教科書を採択する年となりますので、中学校の要綱についてご審議いただきます。

なお、選定するにあたり、子どもたちの学習内容に関わりますので、公平・公正に採択が行わなければなりません。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて、兵庫県教育委員会で、各地域に採択地区協議会が設置され、太子町は西播磨地区採択協議会の構成市町となっております。

この採択地区協議会で、教科書を選定し、地域の実態に即した教科書を使っているというのが現状でございます。

地区協議会委員とともに、各教科の教科書を精査し、どの教科書がふさわしいか調査をする調査員がでございます。

この調査員につきましては、公平・公正な教科書選定とするため公開されていませんのでご了承ください。

先ほどご説明したものを要綱として定めるということでございます。

地区協議会の委員として、揖龍地区からは教育長、中学校長、PTA の代表が委嘱されることになります。

夏までに教科書採択の事務は完了しますので、本要綱は 8 月 31 日限りその効力を失うとしております。

各教科書会社の教科書につきましては、定例教育委員会で皆様にご覧いただきます。

なお、最終的に 8 月の定例会にてご承認いただくことになります。

また、採択地区協議会は、各市町で持ち回りとなっており、今年は宍粟市が担当ですが、3 年後の小学校の教科書採択時は太子町が担当となりますので、併せてご報告いたします。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 今回採択される紙の教科書とは別に、デジタル教科書も採用されているかと思いますが、どのように活用されているのでしょうか。

管理課長 本町では、県からの指定を受けて数学（算数）と英語（外国語）の学習者用デジタル教科書を採用しております。

指導者用のデジタル教科書は、全小・中学校の全学年に入れておりますが、学習者用のデジタル教科書につきましては、国の事業につき、全校に導入されているわけではないので、教科と校区によって活用が異なります。

まず、英語（外国語）の学習者用デジタル教科書は、国から全小・中学校全学年に導入されております。

算数・数学の学習者用デジタル教科書は、単年毎の指定見直しとなるため、現在のところ、西中校区と東中校区で交互に活用しております。

今年度につきましては、龍田小学校と太田小学校の 5、6 年生に算数の学習者用デジタル教科書、太子東中学校の全学年に数学の学習者用デジタル教科書を入れております。

委員 実際に活用して、子どもからどのような反応を受けましたか。

管理課長 例えば算数において、図形を動かせるため分かりやすい、という評価を受けています。

委員 紙の教科書の費用は国が負担しますが、学習者用デジタル教科書も国が負担するのでしょうか。

管理課長 基本的には国から費用が出ます。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 43 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 44 号について事務局より説明をお願いします。

こどもえがお課長 議案第 44 号「太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。

「太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」とは、保育所や認定こども園が子どもを預かった際に、施設に対して給付を行う「子どものための教育・保育給付」において、給付の可否を町が確認するための基準を定めた条例になります。

この基準は、「子ども・子育て支援法」において、市町村が条例で定めなければならないとなっております。

本条例は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」という内閣府令を基にしておりますが、この度、その内閣府令が改正されたことに伴い、本条例を一部改正いたします。

改正の内容につきまして、第 23 条の見出しを（掲示）から（掲示等）に改めた他、施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面の掲示に加えてインターネットを利用して閲覧できるようにしなければならないよう規定を改めております。

また、第 53 条の電磁的記録の規定について、磁気ディスクやシー・ディー・ロムと標記しておりますが、技術の中立性を確保する観点から、媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」という表記に改めております。

施行日は公布日としております。

この条例改正案を 6 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。また、条例が可決されましたら、町内関係施設に周知いたします。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 44 号は、原案のとおり議会提出の承認をいただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 45 号について事務局より説明をお願いします。

こどもえがお課長 議案第 45 号「太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。

「太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」とは、市町村が認可する家庭的保育事業等を行う事業者に対して、設備や運営の基準を定めた条例になります。

この基準は、「児童福祉法」において、市町村が条例で定めなければならないとなっております。

本条例は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」という内閣府令を基にしておりますが、この度、その内閣府令が改正されたことに伴い、本条例を一部改正いたします。

改正の内容につきまして、第 29 条、第 31 条、第 44 条、第 47 条における小規模保育事業及び事業所内保育事業の職員配置について、満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 20 人につき職員 1 人となっている点を、15 人につき 1 人に改め、満 4 歳以上の児童 30 人につき職員 1 人となっている点を、25 人につき 1 人と改めております。

ただし、従前の基準により運営することも妨げないように、経過措置を設けております。

施行日は公布日となっており、内閣府令と同様に令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしております。

なお、現時点で町内に本条例の対象となる事業者は無く、基準を定めて参入できるようにしている状態となります。

この条例改正案を 6 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 現時点で太子町に家庭的保育事業等はないとのことでしたが、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、太子町に如何ほどあるのでしょうか。

こどもえが課長 町立幼稚園や斑鳩保育所といった公立の施設、認可認定こども園が、特定教育・保育施設に該当します。

特定地域型保育事業はありません。

委員 認可外施設は、どのような条例に基づいて運営されているのでしょうか。

こどもえが課長 認可外保育施設は県に届出を出す必要があり、太子町は所管しておりません。

本条例は、本町への参入を希望する事業者を認可するための基準になります。

また、家庭的保育事業等として認可された施設が、「太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」により、特定地域型保育事業として確認した場合、給付を受ける施設になります。

教育長 他にございませんか。

委員 太子町に条例の対象となる施設はないとのことでしたが、対象の子どもはいるのでしょうか。

こどもえが課長 今年度はおりません。

前年度は相生市の小規模保育事業所へ通っていた太子町の児童が 1 名おりました。

事業の所在地である相生市が確認を行い、太子町民がその施設を利用していた場合は、太子町がその施設に扶助費を支払うことになります。

委員 対象の児童とは、具体的にどのような児童になるのでしょうか。

こどもえが課長 太子町の基準では、保護者の勤務時間が月 64 時間以上の児童になります。

例えば、幼稚園の預かり保育においても、無償での利用を希望される場合は、保護者の勤務時間が月 64 時間以上である必要があります。

委員 こうした制度について、保護者への周知はされているのでしょうか。

こどもえがお課長 周知しております。

平成 27 年に「子ども・子育て支援法」が施行されて以来、園の利用を申し込まれる際に、保護者の住所地で支給認定を受けていただく必要があります。

例えば、太子町民が姫路市や相生市といった他自治体の施設を利用される場合でも、太子町が受付を行い、他自治体へ委託し、施設へ扶助費を支払うことになります。

委員 月 64 時間以上勤めている保護者の数は、全国的に増えているのでしょうか。

こどもえがお課長 子どもの数は減っていますが、保育所や認定こども園の需要は増えています。

その分、幼稚園を圧迫していると感じております。

最大で 11 時間見てもらえる点や、3 歳以上になると無償になるので、預けたい保護者は多くなると考えられます。

委員 今年度の太子町内の待機児童数を教えてください。

こどもえがお課長 待機児童は 0 名です。

全幼稚園が 3 歳児保育を実施したため、3 歳以上の待機児童はいなくなりました。

その上、8 時から幼児を受け入れているため、通勤前に預けることができると、保護者の助けになっています。

また、町内に企業主導型保育施設が増えているため、定員に空きのある施設もありますが、他に行きたい施設があるため、あえて通っていない子どもいます。

そうした子どもは、国の調査する待機児童の基準に該当しないため、0 名となります。

委員 2 年連続で待機児童 0 名ということで間違いないでしょうか。

こどもえがお課長 その通りです。

理由につきまして、児童数の減少と行政の取組みが実を結んだ結果だと考えられます。

行政の取組みについて、勤務先の近隣施設を希望される保護者が増えたため、他自治体の施設も含めて、3 月末の期限一杯まで入園の調整を行った成果だと考えております。

また、学童保育の待機児童についても 0 名となっております。

委員 町内の全幼稚園で 3 歳児保育が実施されたのは、いつからでしょうか。

管理課長 今年度からになります。

前年度までは、龍田幼稚園、太田幼稚園、石海幼稚園の 3 園において実施されていましたが、今年度から龍田幼稚園が休園となり、斑鳩幼稚園が 3 歳児保育を開始したため、令和 6 年度から全幼稚園で実施となりました。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 45 号は、原案のとおり議会提出の承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 46 号について事務局より説明をお願いします。

こどもえがお課長 議案第 46 号「太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について議案に係る意見聴取について」説明いたします。

「太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例」とは、幼稚園や保育所、認定こども園の利用者負担額や減免について定めた条例になります。

本条例は、「子ども・子育て支援法施行令」という政令に基づいておりますが、この度、政令が改正されたことに伴い、本条例を一部改正いたします。

改正の内容につきまして、「医療型児童発達支援」が「児童発達支援」に一元化されたことにより、本条例別表第1の備考7の「医療型児童発達支援」の文言を削っております。

施行日は公布日となっており、政令と同様に令和6年4月1日から適用することとしております。

なお、既に児童発達支援や医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援等の通所サービスを利用されている方につきまして、通所受給者証の有無で通所事業の利用状況を確認の上、保育料等の算定に含めておりますので、条例を遡及適用しても影響はございません。

この条例改正案を6月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第46号は、原案のとおり議会提出の承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

●その他

教育長 本日の議事は全て終了しました。

続いて、その他の報告に移ります。

まず教育委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 次に、事務局より何か連絡事項はありますか。

管理課長 管理課より4点報告がございます。

1点目は、太子西中のトイレ改修工事についてです。

今年度から来年度にかけて実施します。

今年度は南校舎のトイレ改修となりますが、5月末に入札を行い、6月議会の追加提案で契約について議案を提出いたします。

議会で承認頂きましたら、契約を行い、工事に入る形になります。

議会の4日目に提案し、最終日に議決を求めるスケジュールで動いておりますので、ご報告いたします。

2点目〈感染性胃腸炎の疑いによる学級閉鎖の報告〉

3点目は、揖龍連協による学校訪問についてです。

現時点では、9月13日（金）に太子西中学校、9月18日（水）に龍田小学校ということですので、予めお知らせするとともに、関係の委員の皆様におかれましては、各担当校へご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

変更があり次第お知らせいたします。

4 点目〈斑鳩小学校 150 周年記念行事について〉

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 他に、事務局より連絡はありませんか。

文化推進課長 文化会館の改築について、現状報告いたします。

現在、実施設計については、建築事務所と 5 月中に契約し、改修内容を確定させ、来年から工事に入っていく予定としております。

内容につきましては、吊り天井の改修とトイレの洋式化などです。

各部屋は用途変更することなく、現状と同じように使えるよう改修していきます。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 改修内容について、もう少し詳しく説明をお願いします。

文化推進課長 吊り天井については、地震が起きた際の落下防止のための改修となります。

その他、エアコンの改修や照明の LED 化といった内部の改修が主になります。

委員 改修期間について教えてください。

文化推進課長 令和 7 年度から 8 年度にかけての 2 年間になります。

この 2 年間は休館ということで、広報等によりお知らせしております。

委員 休館中は美術展などのイベントは中止になるのでしょうか。

文化推進課長 代替施設を検討中です。

体育館や議場、公民館などが候補地として考えられますが、現時点では未定です。

教育長 文化会館の休館につきましては、各方面の利用団体や町の行事を実施する代替施設との調整を進めている状況になります。

他に事務連絡が無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

次回の定例会は 6 月 17 日（月）午前 10 時に開会いたします。

これをもちまして 5 月の定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

令和 6 年 5 月 17 日 午前 10 時 00 分閉議